東京、昭46不26、昭47.11.７

命　　令　　書

申立人　　東京交通労働組合電車部高速浅草橋支部

申立人　　Ｘ

被申立人　　東京都交通局

主　　文

被申立人東京都交通局は、申立人Ｘを原職に復帰させ、同人が懲戒免職された日の翌日から原職に復帰するまでの間に受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　申立人東京都交通労働組合電車部高速浅草橋支部（以下「組合」という。）は、東京都交通局に勤務する職員らで組織されている東京交通労働組合（組合員約12,000名、以下「本部」という。）の一支部であり、昭和44年２月16日、都営地下鉄新橋駅務管理所新橋駅務区、人形町駅務区、浅草橋駅務区に勤務する職員らで結成されたものであり、その組合員は約460名である。

⑵　申立人Ｘは、昭和38年５月15日、東京都交通局新宿営業所に路面電車（都電）の車掌として採用され、その後大久保電車営業所所属となったが、45年３月26日、同営業所の廃止に伴い地下鉄駅務員としての教習を受け、都営地下鉄浅草橋駅駅務員として勤務し、申立人組合の組合員となったものである。

⑶　被申立人東京都交通局（以下「当局」という。）は、東京都内で定期路線バス、路面電車、地下鉄道などを経営する地方公営企業で、その職員は約12,600名である。

２　Ｘの組合活動と昭和43年前後の労使関係

⑴　Ｘは、昭和40年４月新宿大久保支部（以下単に「支部」という場合もある。）の青年部副部長となり、41年、同部長ならびに西部地区協議会青年婦人協議会議長に就任した。同年10月19日、当局の財政再建計画などをめぐって、同支部および三の輪支部の役員ら19名が業務阻害などの理由で、当局から免職（７名）などの懲戒処分をうけた際、Ｘも所長に対する面会の強要およびビラ貼りをしたことなどの理由で、停職３か月の処分をうけた。そして、同人は、44年４月に支部青年部長、西部地区協議会青年婦人協議会教宣部長、電車部青年副部長、本部青年部常任委員に就任し、45年５月31日、本件処分当時もこれらの役職にあった。

⑵　本部は41年11月29日に至って、当局が、前記10月19日付懲戒処分の対象とした新宿大久保および三の輪両支部役員らの行為は、本部の機関決定を逸脱した過剰指導によるものであるとして、両支部役員12名を１年から４年の権利停止、１名を戒告の統制処分に付し、これを契機に、両支部と本部との間にはげしい対立が生じた。そして、本部は43年３月25日、本部の機関決定に従わなかったなどの理由で、前記の統制処分をうけた者らのうち３名を除名、15名を３年から５年の権利停止の統制処分に付し、両支部を一定期間本部管理のもとに運営させるための「支部再建委員会」を設置し、その委員を指名した。しかし両支部はこれを拒み、支部独自の立場で新たに役員を選び出した。Ｘは、このとき、本部から処分をうけず、新宿大久保支部執行部を代表して評議員会を招集し、支部選挙管理委員となって活動した。

⑶　43年８月17日、本部は両支部の役員およびこれを支持する組合員191名が支部再建委員会を認めないことは、統制違反であるとして除名、権利停止、戒告などの処分をした。そして、このときＸも本部を批判するビラを配布したことなどの理由で１年６か月の権利停止処分をうけた。

⑷　その後、先になされた当局による処分および本部による統制処分について和解が成

立し、44年10月27日、前者については、免職処分をされた者７名は停職６か月の処分に変更され、同年６月、後者については、復権が認められた。

⑸　当局は、従来、支部役員から３名を厚生委員（実質上は支部専従者）に任命していたが、支部再建委員会が設置されてからは、支部役員のうちからは全く任命しなかった。また大久保電車営業所Ｂ１所長は、従来支部を通じて行なっていた勤務変更（自己都合などによる乗車日の変更）の申請は、必ず支部再建委員会を通ずることを要求し、同委員会を通さない申請を認めず、また、本部の会議などに参加するための勤務免除の申請についても同様、同委員会を通さない限り認めないとし、これまで一律に行なってきたチェックチエックオフも同委員会を支持する者だけについて行なうようになり、同支部との団体交渉をも拒否し、東京地裁の決定があった後にようやく支部との団体交渉に応じるようになった。

３　Ｘの逮捕とその後の交渉

⑴　Ｘは45年２月25日午後５時40分ごろ、営団地下鉄銀座線赤坂見附駅１・２番線ホームで警視庁刑事部捜査第三課の警察官に窃盗（スリ）未遂現行犯人として逮捕され、翌26日愛宕警察署における取調べに際して犯行を認め、さらに翌27日東京区検察庁においても犯行を認めた。

⑵　同年３月５日、Ｂ１所長は警察からの連絡で東京区検に出頭したところ、Ｘが前記犯行の容疑で勾留されていることを知らされ、Ｘの日常の素行および勤務成績等をきかれたので知るところを答えた。同日、Ｘは不起訴となり釈放された。

⑶　翌６日、Ｘが出勤したところ、Ｂ１所長は同人に乗車勤務ができない運転手、車掌がするいわゆる雑勤務を命じ、支部役員らはこれに抗議したが、結局同人は雑勤務についた。そして同日、所長は、愛宕署に赴き、同署の捜査第二係長からＸの逮捕された経過をきき、一方、Ｘ本人からも事情をきくため出頭を求めたが、同人はこれを拒否した。その後も、同所長は、支部を通じ、または文書によるなどして再三同人に出頭を命じたが、同人は「支部にまかせてあるから」などといって出頭しなかった。

⑷　Ｂ１所長は、同月18日および同月26日の２回にわたって上司のＢ２電車部長に宛て

て、Xについての報告書を提出した。そして同月26日付報告書は前日支部と交渉した経過を記した上、「Xは勤務成績も良好ではないが、何分にも若年のことであり、また、はじめてのことであるから処分にあたっては、これらの事情を配慮したうえよろしく願いたい」との意見を付記したものであった。

4　大久保電車営業所の廃止とXの処分をめぐる労使の交渉経過

⑴　大久保電車営業所は、当局の当初の計画によれば、45年度に廃止される予定になっていたが、その後、44年度廃止に繰上げられた。45年２月24日、支部はＢ１同営業所長に対し、撤去期日の公表など24項目にわたる要求書を提出するなど、営業所廃止に伴う諸要求について同所長と折衝した。

⑵　３月８日、同所長は、同営業所の廃止に伴う職員の配置転換に関して、あらかじめ職員の希望等を把握しておくため、「希望調査票」の提出を求める旨を掲示した。また、同日、同所長は支部役員のＡ１に対して、「X君の仲人でもあるから頼むのだが、基本調査のときX君には退職希望欄に記入してくれるように努力してほしい。」と言った。そして、この希望調査票の提出期限は、初め同月13日となっていたが、後に同月16日まで延期され、支部は前記諸要求の一部が未解決ではあったが、結局、この調査に応じた。

⑶　営業所の廃止を翌日に控えた同月25日、支部役員は所長に対して、(ｱ) Xに対する出頭命令をはじめとする一連の措置を取り消すこと、(ｲ) Xの処遇については温情ある措置をとること、(ｳ) 地下鉄へ行けるよう取計らい、26日までに処分しないことを要求した。これに対し、同所長は、(ｱ) 出頭命令などの取り消しはできない、(ｲ) 温情ある措置をとるよう上司に意見を伝える、(ｳ) 管理課へ配転できるようにすると回答した。

⑷　同月27日、大久保電車営業所で、地下鉄駅務員希望者に対して、「教習所」への入所辞令が交付されることになっていたので、午前９時頃、Ａ２支部長が辞令交付の方法等について、管理課係員と打合せを行った。その際、同支部長は、辞令名簿にXが病弱者として教習所に入らないように表示されているのをみつけて指摘したところ、

同係員は、これは単なる事務的な間違いであると答えた。しかし、同支部長はこの答に納得せず、Ｂ２電車部長の説明を要求したので、同部長にかわって、Ｂ３管理課長が同営業所に行き、これについて説明したのち、Ｘを含む全員に辞令を交付した。

⑸　その後数回にわたって、支部役員らはＢ３管理課長と「Ｘの処分問題」および「駅務区本配置」（教習修了者を地下鉄駅務員として各駅に配置すること）について交渉を重ねたが、「駅務区本配置」については合意に達したものの、「Ｘの処分問題」は解決に至らなかった。

⑹　５月15日、管理課から支部役員のＡ３に対し、本配転の辞令について「人事課の方ではＸについては保留だ……と言っている」と連絡したことから、同日午後５時頃支部役員らがＢ４人事課長らと会った。そのとき、Ｂ４人事課長は、「電車部からの報告では、本人に任意退職するよう説得中だから待ってくれとの話があったが……私のところにくれば上司と相談して免職にせざるを得ない……この際、一応退職して再入局するとか、あるいは、明日Ｘは休んで、辞令はＸが休んだことで保留し、あとで本人が身体が地下鉄にあわない等の理由で退職してくれないか」などと言った。これに対し、支部役員らは、Ｘに任意退職を説得するつもりはないことを強調し、交渉はまとまらなかった。

⑺　翌16日、支部役員らがＢ２電車部長と話し合ったが、結論が得られなかった。そして、同日Ｘを含む全員に配転の辞令が交付され、浅草駅のある地下鉄１号線には78名が、また６号線には30名が配置された。

⑻　その後、同月19日、Ｂ２電車部長、Ｂ３管理課長らは、支部役員らに、Ｘに任意退職するように説得してほしいと依頼したがことわられた。さらに、同月21日および29日、Ｘの姉に、同人の任意退職の説得方を依頼したがことわられた。

⑼　当局は、同月29日付東京都交通局職員懲戒分限審査委員会の答申に基づいて翌30日、Ｘを地方公務員法第29条第１項１号および３号により懲戒免職にすることに決定し、翌31日その旨を発令した。しかし、当局はこの処分に当って、労働基準法第20条第１項但書にいう解雇予告除外認定の手続をとらず、同年７月10日ごろに至ってその除外

認定について申請したが、８月下旬ごろ却下され、９月９日、Ｘに対して１月分の平均賃金を支払う旨通知した。

５　組合の役員選挙

申立人組合は、これより先45年５月25日、役員選挙を行なう旨を告示し、Ａ４、Ａ５、Ａ６の３名が支部長に立候補した。このうち、Ａ５候補はもと三の輪支部に所属しており、同支部はもとＸが所属していた新宿大久保支部と同様支部再建委員会に反対の立場をとっていたから、両支部の役員らはしばしば行動を共にしていた関係もあって、Ａ５候補を応援しており、Ｘもその中に含まれていた。そして、この選挙の実施される直前、５月31日にＸは前記のとおり懲戒免職処分にされ、６月４日と５日に行なわれた選挙ではＡ４が当選した。

第２　判断

１　当事者の主張

⑴　申立人は、Ｘに対する本件処分は、同人が新宿大久保支部があった頃からの組合活動家であり、同支部組合員及びこれに同調する者が地下鉄に配転後勢力を伸ばすことを妨げる目的でなされた不当労働行為であると主張し、同人の原職復帰および得べかりし賃金相当額の支払を求めた。

⑵　これに対し当局は、昭和45年２月25日のＸの行為は、破廉恥的な非行であって、公務員として信用を失墜し、全体の奉仕者たるにふさわしくないから、職員の規律を維持するために、地方公務員法第29条に基づき本件処分をしたものであって、不当労働行為ではないと主張し、申立ての棄却を求めた。

２　判断

按ずるに、Ｘが東京区検で自認した行為は、第１の３の⑵で認定したように、不起訴に終わったとはいえ当局主張のとおり、公務員として非難に値するところのものであり、本人に深い反省がみられないことは遺憾である。しかし、当局がこの事件から１か月余を経た４月１日同人を教習所に入所させ、教習が修了した後の５月17日、都営地下鉄浅草駅に駅務員として本配転していること、しかもそのわずか２週間後の同月31日本件処

分を行なっていることは、処分の中でも一番重い懲戒免職処分をするにしては当局の態度にはいかにも一貫性がない。また、本件処分が労働基準法第20条第１項但書にいう解雇予告除外認定の申請手続もなされないまま、急きょなされていることなど、不自然な点があり、当局のとった本件処分をめぐる一連の措置には首肯しかねる点が多い。そのうえ、第１の４で認定したように、当局は営業所の廃止をスムーズに行なうためＸ問題を組合との交渉の取引材料として使おうとしたふしがみられ、また、当局は、いわゆる再建派を優遇しており、Ｘはその再建派を非難してきた支部青年部の活発な役員であったことが認められ、当局は、これらの点について反証を挙げていない。

したがって、本件処分は、組合の役員選挙の告示もなされ、Ｘが活発な選挙運動をしている最中に行なわれていることをも勘案すれば、Ｘらの組合活動を嫌っていた当局が、大久保電車営業所の廃止に伴い各所に配属された支部組合員らの勢力が組合の中で伸長することを妨げようとして、同人がたまたま窃盗未遂容疑で逮捕されたことに藉口して行なったみせしめの不利益処分であると判断するのが相当である。

第３　法律上の根拠

以上の次第であるから、当局がＸに対してなした本件懲戒免職処分は、労働組合法第７条第１号に該当する。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和47年11月７日

東京都地方労働委員会

会長　塚　本　重　頼